

坂戸市告示第345号

坂戸市まちづくり応援寄附謝礼品取扱要綱を次のように定める。

平成29年12月28日

坂戸市長 石川 清

坂戸市まちづくり応援寄附謝礼品取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂戸市まちづくり応援寄附条例（平成20年坂戸市条例第30号）に基づく寄附を行った者に対して謝礼品を贈呈することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(謝礼品の公募)

第2条 市長は、謝礼品の募集をしようとするときは、公募により行うものとする。

2 前項の公募の方法は、インターネットの利用その他の適切な方法により謝礼品の登録及び謝礼品を取り扱う者の登録を受ける方法によるものとし、同項の公募の期間は、市長が別に定めるものとする。

(協力事業者の要件)

第3条 謝礼品の登録の申請をすることができる者は、次に掲げる要件を満たす法人その他の団体又は事業を営む個人とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 市内に事務所又は事業所を有すること。

イ 市内で生産され、若しくは加工された商品又は市内で生産された原材料を使用した商品を取り扱っていること（アに該当する場合を除く。）。

ウ その他市長が認める者であること。

(2) 市税（前号アに該当する事業を営む個人であって市内に住所を有しないものにあつては当該事業を営む個人が住所を有する市町村の税、同号イ又はウに該当する者（以下この号及び第5条第3号において「市外事業者等」という。）にあつては当該市外事業者等の存する市町村の税）を滞納していないこと。

(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）（法人その他の団体にあつては、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。））又は暴力団関係者（坂戸市暴力団排除条例（平成24年坂戸市

条例第29号)第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。)でないこと。

(謝礼品の要件)

第4条 登録を受けることができる謝礼品は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市の魅力の発信又は地域産業の振興につながる要素を持つものであること。
- (2) 金銭類似性の高いもの等ふるさと納税の趣旨に反するものでないこと。
- (3) 公序良俗に反するものでないこと。
- (4) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 市内で生産、加工又はサービスの提供がされているもの
 - イ 市内で生産された原材料を使用しているもの
 - ウ その他市長が認めるもの
- (5) 品質及び数量に関し、安定的な供給が見込めること。ただし、期間限定又は数量限定で供給が可能なものは、提供期間内の安定的な供給が見込まれるものであること。
- (6) 飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限が保証されるものであること。

(公募の申請等)

第5条 謝礼品の登録及び謝礼品を取り扱う事業者の登録の申請をしようとする者は、坂戸市まちづくり応援寄附謝礼品協力事業者等登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 謝礼品の概要を記載した書類
- (2) 謝礼品の写真及び画像データ
- (3) 市外事業者等にあつては、当該市外事業者等の存する市町村の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、登録の可否を決定し、坂戸市まちづくり応援寄附謝礼品協力事業者等登録・不登録決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 前条第2項の規定により登録の決定を受けた者（以下「協力事業者」という。）は、同項又は次条第2項の規定により登録の決定を受けた謝礼品（以下「登録謝礼品」という。）の登録内容の変更を行おうとするときは、坂戸市まちづくり応援寄附謝礼品変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の謝礼品の概要を記載した書類
- (2) 変更後の謝礼品の写真及び画像データ
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、坂戸市まちづくり応援寄附謝礼品変更承認・不承認決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 協力事業者は、当該協力事業者の登録の内容に変更があったときは、速やかに坂戸市まちづくり応援寄附謝礼品協力事業者変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（謝礼品の追加登録）

第7条 協力事業者は、謝礼品の追加登録を希望するときは、坂戸市まちづくり応援寄附謝礼品追加登録申請書（様式第6号）に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 謝礼品の概要を記載した書類
- (2) 謝礼品の写真及び画像データ
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、追加登録の可否を決定し、坂戸市まちづくり応援寄附謝礼品追加登録・不登録決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（協力事業者等の取消し届）

第8条 協力事業者は、協力事業者又は登録謝礼品の登録の取消しを希望するときは、速やかに坂戸市まちづくり応援寄附謝礼品協力事業者等取消し届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第9条 市長は、協力事業者又は登録謝礼品が次の各号のいずれかに該当するときは、協力事業者又は登録謝礼品の登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により協力事業者又は登録謝礼品の登録の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 前条の規定による届出書の提出があったとき。
- (5) 第11条の規定に違反したとき。
- (6) 市長が協力事業者又は登録謝礼品としてふさわしくないと認めるとき。
- (7) その他市長が協力事業者及び登録謝礼品の登録を取り消すことについてやむを得ない事情があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により協力事業者又は登録謝礼品の登録の取消しをする場合は、坂戸市まちづくり応援寄附謝礼品協力事業者等取消し通知書（様式第9号）により、当該協力事業者に通知するものとする。

（登録謝礼品の送付等）

第10条 登録謝礼品の送付は、協力事業者が登録謝礼品を寄附者に送付することにより行うものとする。この場合において、登録謝礼品の送付に要する費用は、市が負担するものとする。

（個人情報）

第11条 協力事業者（協力事業者が法人の場合にあっては、その従業者。以下この条において同じ。）は、寄附者への登録謝礼品の送付に当たり取得した個人情報を登録謝礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。協力事業者でなくなった後も、同様とする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年3月1日から施行する。

（準備行為）

2 謝礼品及び謝礼品を取り扱う事業者の登録のために必要な申請その他の行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。